

「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（改正素案）」について、パブリックコメント（意見公募手続）制度に基づき区民の皆さまのご意見をお聴きします。

◆ 目的

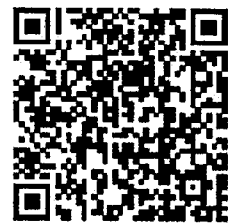
「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を平成30年に制定してから約7年経過しました。現在、届出住宅数は1,700件を超え、増加の一途を辿っています。周辺の住民からは、騒音、ゴミのポイ捨て、住宅前での喫煙、児童等への写真撮影や不用意な声掛けなどの多数の苦情が寄せられています。

区としては、このような生活環境の悪化が見受けられる状況を改善するため、条例改正による住宅宿泊事業の実施の区域や期間の制限を設ける必要があると考えています。

つきましては、「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（改正素案）」についてご意見をうかがいます。

◆ コピー

- ・行政情報コーナーでは有料コピーが可能です。
- ・豊島区ホームページからもダウンロードできます。



↑ 条例改正案はこちらから

◆ ご意見お寄せ下さい

便せんなどに、

①条例（案）名・ご意見（理由を付して）

②郵便番号・住所

③氏名または団体名（代表者名・担当者名）

を記入し、令和7年10月17日（金曜日）（必着）までにお寄せ下さい。

《宛て先》

○郵送・持参 〒170-0013 豊島区東池袋4-42-16 2階 4番窓口

○FAX 03-3981-5452

○Eメール A0017000@city.toshima.lg.jp

◆ 提出したご意見の取り扱い

- ・提出いただいたご意見は、条例（案）の参考とさせていただきます。
- ・提出いただいたご意見の概要およびそれに対する区の考え方について、ホームページ等により公表いたします。

※提出いただいた書類等は返却いたしません。

◆ お問い合わせ

豊島区健康部生活衛生課環境衛生グループ

電話03-3987-4176

※お電話でのご意見の受付はできませんのでご了承ください。

1) 条例改正の目的

「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を平成30年に制定してから約7年が経過し、届出住宅数は増加の一途を辿っています。周辺の住民からは、騒音・ゴミのポイ捨て・住宅前での喫煙・児童等への写真撮影や不用意な声掛けなどの多数の苦情が寄せられています。

このような生活環境の悪化やトラブルを防止するため、区域と期間の制限を設け、手続きルールを強化する条例改正を行ないます。

2) 区域と期間の制限

条例改正の公告の後、半年間の経過措置（周知期間）を取り、適用を開始します。

①区内全域において、1/11正午～7/1正午、9/1正午～12/20正午の期間、住宅宿泊事業の実施を制限します。この制限は既存施設にも適用されます。

②住居専用地域及び文教地区の区域において、全ての期間制限します。ただし、適用日までに届出を受理した住宅は、①が適用されます。

※規制がかかる区域のイメージ図  部分

【半年間の経過措置後、R8年7月2日に適用する場合、実施できる期間のイメージ】

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
R8年度						×	×	×		×	×		175日間
R9年度～	×	×	×			×	×	×		×	×		84日間

3) 手続きルールの強化

現行のルール

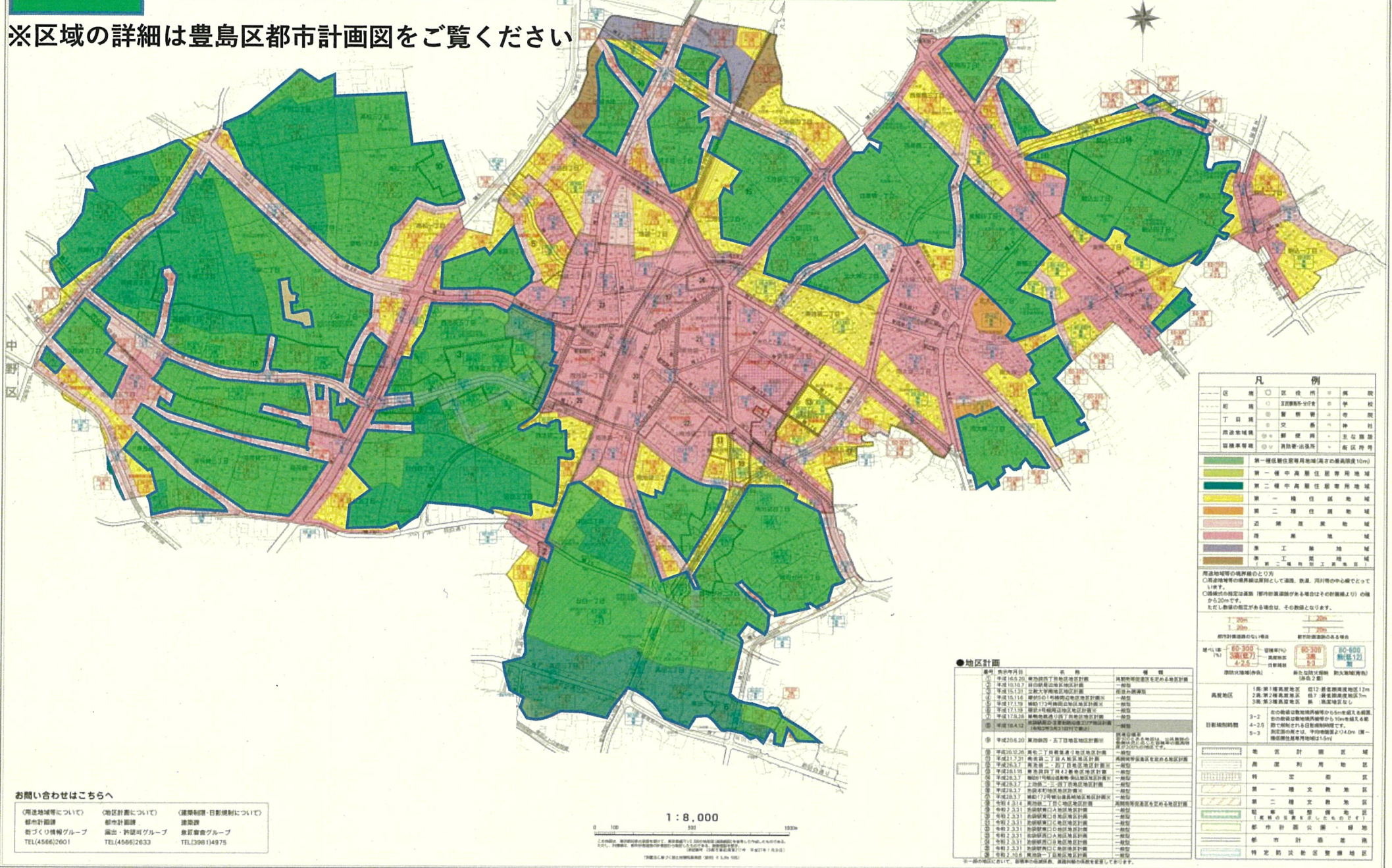
- ・対面による宿泊名簿記載・鍵の受け渡しの実施
- ・通報時に30分以内の現場駆け付け・対応着手
- ・事業開始前の周辺住民への周知義務（20mの範囲）

上記に加え、新たに、以下のルールが加わります。

- ・周辺住民への事前説明会の実施
- ・海外在住の事業者に対する日本国内に在住する代理人の選任
- ・町会加入の協議を実施
- ・トラブル発生時、区民の要請に応じて協議の場を設置

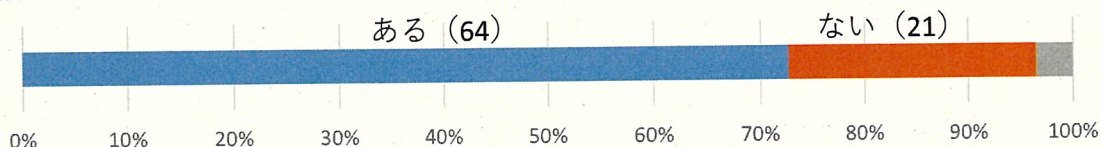
2) ②規制がかかる区域（住居専用地域及び文教地区）のイメージ

※区域の詳細は豊島区都市計画図をご覧ください

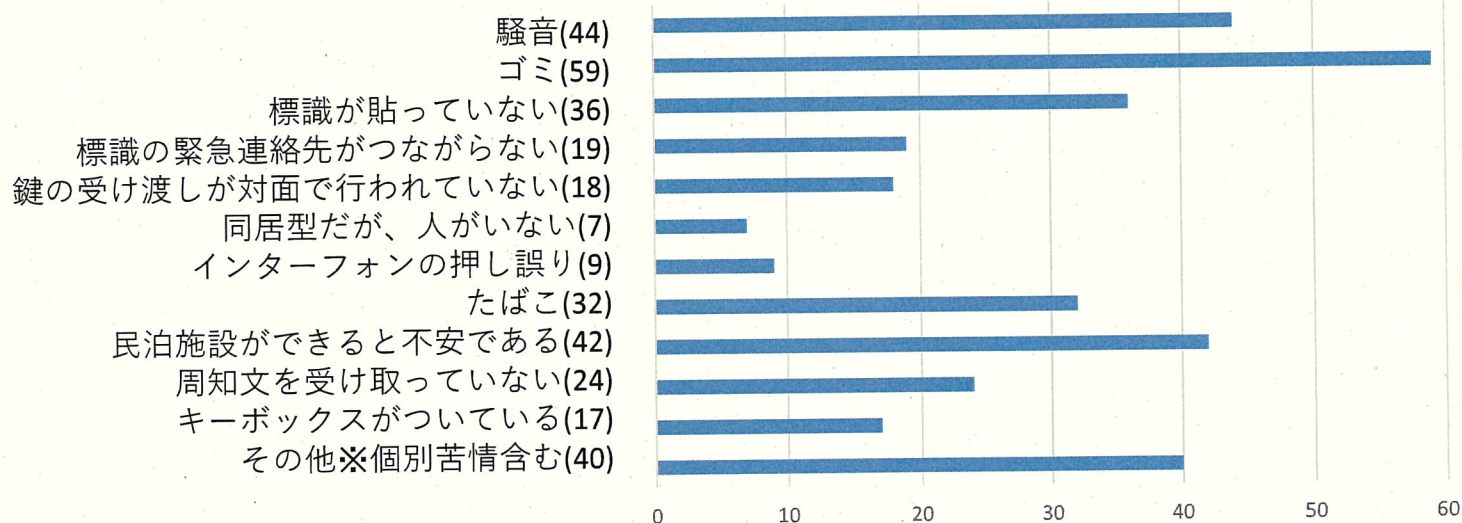


◆回答：88町会/全128町会（回答率：約69％）

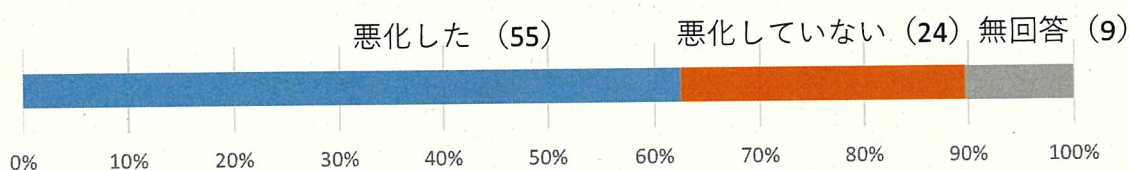
1. 住宅宿泊事業施設（民泊施設）が町会内にでき、今までに困ったことはありますか？



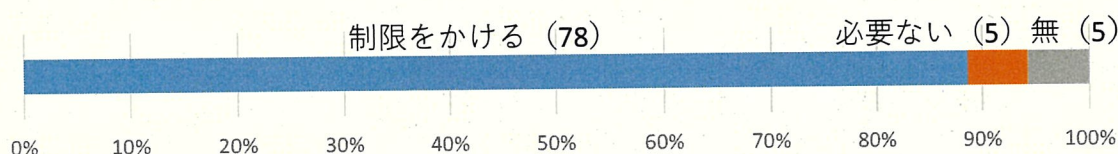
2. 住宅宿泊事業施設（民泊施設）について、今までに困ったこととして、あてはまるもの



3. 住宅宿泊事業施設（民泊施設）が町会内にできたことで、生活環境が悪化したと思われるか？



4. 住宅宿泊事業法では、生活環境の悪化を防止するため、区域を定め期間を制限することができます。この制限は必要と考えますか？



5. 住宅宿泊事業施設（民泊施設）ができる場合、事業者による周辺住民の皆様及び町会長様への事前周知や対応についてお伺いします。

